

指定介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書 (令和6年12月21日現在)

1 概 要

(1) 事業所の概要

事業所名	海村医院本院
所在地	千葉県銚子市双葉町3番地の19
電話番号	0479-25-1711 (代)
FAX番号	0479-25-1713
介護保険事業所番号	千葉県 1211310291 号

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤	合計	業務内容
管理者 及び介護予防 居宅療養管理 指導従業者	医師	1 名	1 名	利用申込みの調整、業務等の 管理及び居宅療養管理指導の 提供にあたる

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日 : 月・火・木・金・土曜日.ただし、祝祭日、8月13日、16日および
12月30日から1月3日までを除く.

営業時間 : 午前9時から午後5時半まで.

2 当事業所の介護予防居宅療養管理指導の特徴等

(1) 運営の方針

指定介護予防居宅療養管理指導にあたっては、御利用者様の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要支援状態となることの予防に役立つよう計画的に行います。

また、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にサービスの改善を図っています。

3 サービスの内容

(1) 医師が行う介護予防居宅療養管理指導

担当医師が、通院が困難な御利用者様に対して、その居宅を訪問し、医学的管理に基づき、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者やその他の介護サービス事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供、若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

種類	利用料	利用者 負担額 1 割	利用者 負担額 2 割	利用者 負担額 3 割
医師が行う予防居宅療養管理指導（Ⅰ）（一） （単一建物居住者 1 人 に対して行う場合）	5,150 円／回 ※月 2 回まで	1 回 515 円 ※月 2 回まで	1 回 1,030 円 ※月 2 回まで	1 回 1,545 円 ※月 2 回まで
医師が行う予防居宅療養管理指導（Ⅰ）（二） （単一建物居住者 2 人 以上 9 人以下に対して 行う場合）	4,870 円／回 ※月 2 回まで	1 回 487 円 ※月 2 回まで	1 回 974 円 ※月 2 回まで	1 回 1,461 円 ※月 2 回まで
医師が行う予防居宅療養管理指導（Ⅰ） （（一）及び（二）以外 の場合）	4,460 円／回 ※月 2 回まで	1 回 446 円 ※月 2 回まで	1 回 892 円 ※月 2 回まで	1 回 1,338 円 ※月 2 回まで
医師が行う予防居宅療養管理指導（Ⅱ） ※1 （単一建物居住者 1 人 に対して行う場合）	2,990 円／回 ※月 2 回まで	1 回 299 円 ※月 2 回まで	1 回 598 円 ※月 2 回まで	1 回 897 円 ※月 2 回まで
医師が行う予防居宅療養管理指導（Ⅱ） ※1 （単一建物居住者 2 人 以上 9 人以下に対して 行う場合）	2,870 円／回 ※月 2 回まで	1 回 287 円 ※月 2 回まで	1 回 574 円 ※月 2 回まで	1 回 861 円 ※月 2 回まで
医師が行う予防居宅療養管理指導（Ⅱ） ※1 （（一）及び（二）以外 の場合）	2,600 円／回 ※月 2 回まで	1 回 260 円 ※月 2 回まで	1 回 520 円 ※月 2 回まで	1 回 780 円 ※月 2 回まで

※1 予防居宅療養管理指導（Ⅱ）は、在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する御利用者様に対して、必要な情報提供又は指導・助言を行った場合の料金となります。

(2) 交通費

事業所の実施地域を越えて行う介護予防居宅療養管理指導に要した交通費は、その実費をご負担していただくことになります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をご負担していただくことになります。

①通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね 20Km 未満の場合 200 円

②通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね 20Km 以上の場合①の 200 円に 3Km 毎に 100 円を加算

(3) 料金の支払方法

毎月、10 日までに前日分の請求をいたしますので、20 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。ご利用ごとに、毎回お支払いいただくことも可能です。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中から自由によ
べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話又はご来所によりお申込みください。当事業所の担当者がお伺いいたし
ます。

(2) サービスの終了

①御利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文章でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がご
ざいますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知するとともに、他の事業者を
ご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・御利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた御利用者様
の要介護認定区分が、非該当（自立）
又は要介護1～5と認定された場合
- ・御利用者が亡くなられた場合

④その他

御利用者様や御家族などが当事業者や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難
いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了
させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細なことでも
構いませんので、次の窓口までお申し付けください。

①苦情があった場合の対応方針等

苦情の申し出があった場合、正確に確認するとともに、その苦情の原因を突き止め、
よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。

②当事業所の御利用者様相談・苦情窓口

担当者 宮内 春美

電 話 0479-25-1711（代） F A X 0479-25-1713

受付日 月・火・木・金・土曜日

（ただし、祝日、8月13日、16日、12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

③その他

当事業所以外に、お住いの市町村及び公的団体の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができ
ます。

◎銚子市市役所 高齢者福祉課 0479-24-8755

◎銚子市市役所 地域包括支援センター 0479-24-8754

◎旭市市役所 高齢者福祉課 0479-62-1212

◎東庄町保健福祉総合センター

健康福祉課福祉係
◎神栖市市役所 波崎総合支所
◎千葉県国民健康保険団体連合会
◎茨城県国民健康保険団体連合会

0478-80-3300
0479-44-1111
043-254-7428
029-301-1565

7 衛生管理等

当該事業所において感染症が発生しないよう、又発生した場合は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

対応指針を整備し、感染防止に関する会議等において対策を協議します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

8 虐待防止に関する措置

御利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じます。

9 身体的拘束その他利用者の行動を制限

御利用者又は他の御利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他御利用者の行動を制限しません。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに御利用者様がお住いの市町村、御家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、御利用者様に対して当事業所の居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損害賠償保険に加入しております。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
御家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

1 1 当法人の概要

名 称・法 人 種 別
代表者役職・氏名
本社所在地・電話番号

医療法人 芳仁会
理 事 長 海村 孝子
千葉県銚子市双葉町 3 番地の 19
0479-25-1711 (代)

事 業 内 容

1.診療所の経営

- (1) 医療法人芳仁会 海村医院本院
- (2) 医療法人芳仁会 海村医院分院

2.訪問看護ステーション双葉の経営

3.介護保険法に関する事業

- (1) 訪問看護・介護予防訪問看護
- (2) 訪問リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (3) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- (4) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (5) 居宅介護支援事業

4.その他これに付随する業務